

休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金

令和4年度概算要求額 5.2億円（4.8億円）

事業の内容

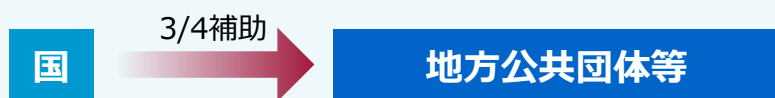
事業目的・概要

- 金属鉱山等は、採掘活動終了後もカドミウム、鉛、ヒ素等の重金属による水質の汚濁、農用地の汚染等をもたらすことが少なくなく、放置すれば人の健康被害、農作物被害、漁業被害等の深刻な問題（鉱害）を引き起こすこととなります。坑廃水処理は止めることができず、365日、24時間処理し、坑廃水が流出しなくなるまで今後100年以上も処理を続ける必要があります。
- このため、地方公共団体等が実施する休廃止鉱山での鉱害防止事業のうち、エネルギー使用合理化に資する事業については、その要する経費の一部を補助することにより、鉱山全体における省エネルギー化を推進し、もって将来的に坑廃水処理にかかる電力消費量の削減を目指し、長期的かつ合理的な鉱害防止を実施します。

成果目標

- 平成30年から令和4年までの5年間の事業であり、最終的には坑廃水処理施設における省エネルギーの促進に資する設備（既存設備より電力消費量の少ない高効率ポンプ等）の導入等を行い、休廃止鉱山における電力使用量の削減を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



汚染された河川
（昭和49年当時）

（坑廃水処理施設の例）

既存設備より電力消費量の少ない高効率ポンプ等の導入等による省エネ坑廃水処理の実施



対策を講じた河川
（現在）